

訂正表（令和3・4年度建設工事、測量・建設コンサルタント業務等の入札参加資格申請の受付）

訂正箇所	訂正後	訂正前
<p>【建設工事の申請手続】</p> <p>別表1 資格審査に係る提出書類のうち書類番号8 注意事項</p>	<p>左記のいずれの税目についても、本店所在地を管轄する税務署で発行されたもの（「消費税及び地方消費税について未納税額がない旨の証明書」は、免税事業者も発行されます。）。</p> <p>※審査基準日(令和2年11月1日)以後申請日までの間に発行されたものに限り<b>ます。</b></p> <p><u>※新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予を受けている場合は、納税証明書(その1)を提出してください。</u></p>	<p>左記のいずれの税目についても、本店所在地を管轄する税務署で発行されたもの（「消費税及び地方消費税について未納税額がない旨の証明書」は、免税事業者も発行されます。）。</p> <p>※審査基準日(令和2年11月1日)以後申請日までの間に発行されたものに限り<b>ます。</b></p>
<p>【測量・建設コンサルタント業務等の申請手続】</p> <p>別表 資格審査に係る提出書類のうち書類番号9 注意事項</p>	<p>左記のいずれの税目についても、本店所在地を管轄する税務署で発行されたもの（「消費税及び地方消費税について未納税額がない旨の証明書」は、免税事業者も発行されます。）。</p> <p>※審査基準日(令和2年11月1日)以後申請日までの間に発行されたものに限り<b>ます。</b></p> <p><u>※新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予を受けている場合は、納税証明書(その1)を提出してください。</u></p>	<p>左記のいずれの税目についても、本店所在地を管轄する税務署で発行されたもの（「消費税及び地方消費税について未納税額がない旨の証明書」は、免税事業者も発行されます。）。</p> <p>※審査基準日(令和2年11月1日)以後申請日までの間に発行されたものに限り<b>ます。</b></p>

訂正箇所	訂正後	訂正前
<p>【建設工事の申請手続】</p> <p>入札参加資格審査申請における提出書類一覧表 番号⑧</p>	<p>【法人】法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（様式その3の3）<u>（新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予を受けている場合は様式その1）</u>（写し可）※5</p> <p>【個人】所得税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（様式その3の2）<u>（新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予を受けている場合は様式その1）</u>（写し可）※5</p>	<p>【法人】法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（様式その3の3）（写し可）※5</p> <p>【個人】所得税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（様式その3の2）（写し可）※5</p>
<p>【測量・建設コンサルタント業務等の申請手続】</p> <p>入札参加資格審査申請における提出書類一覧表 番号⑨</p>	<p>【法人】法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（様式その3の3）<u>（新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予を受けている場合は様式その1）</u>（写し可）※2</p> <p>【個人】所得税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（様式その3の2）<u>（新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予を受けている場合は様式その1）</u>（写し可）※2</p>	<p>【法人】法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（写し可）（様式その3の3）※2</p> <p>【個人】所得税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（写し可）（様式その3の2）※2</p>